

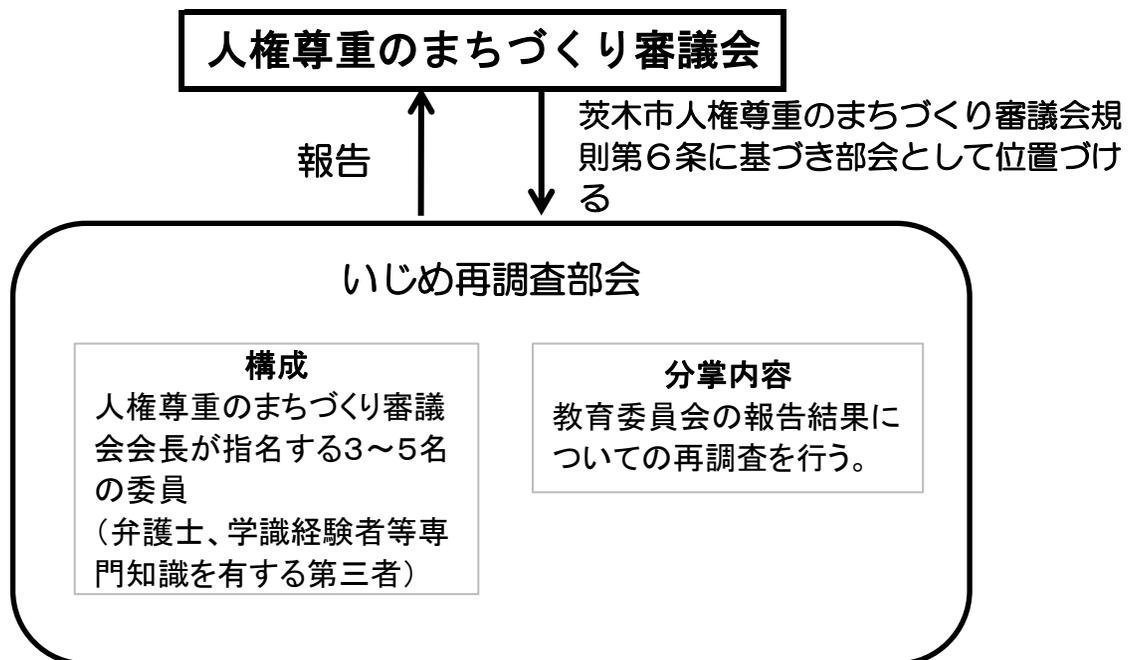
## いじめ再調査部会の設置について

### ○設置目的等

「いじめ防止対策推進法」第30条第2項の規定に基づき、教育委員会から重大事態が発生した旨の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、再調査ができるとされています。

⇒「茨木市人権尊重のまちづくり審議会規則」第6条に審議会に、特別の事項に関する調査又は審議を分掌させるため、部会を置くことができる旨を規定されていることから、必要に応じて、審議会に部会を設置することとするものです。

### ○いじめ再調査部会の位置づけ



### ○体制等

#### (組織)

- ・ 審議会は、委員15人以内で組織する。  
審議会委員を2人増（弁護士、臨床心理士等）

#### (部会)

- ・ 事案により審議会では部会員を決定する。
- ・ 部会は会長が指名する委員をもって組織する。
- ・ 部会には部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長が指名する。
- ・ 部会長は、部会の事務を掌理する。
- ・ 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。
- ・ 部会長は、部会における調査又は協議の経過及び結果について会長に報告するものとする。
- ・ 部会長は、部会における審議の経過及び決定事項を会長に報告しなければならない。
- ・ 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。
- ・ 前各号に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

#### (関係者の出席等)

- ・ 審議会の会長又は部会の部会長が必要と認めるときは、委員以外の者をそれぞれの会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。